

## 精液等証明書・授精等証明書に関する注意喚起

平成21年7月7日付け21生畜第737号をもって農林水産省生産局畜産部畜産振興課長から、家畜改良増殖法施行規則の一部改正の完全施行により同規則別記にある家畜人工授精用精液証明書、家畜体内受精卵証明書及び家畜体外受精卵証明書（以下「精液等証明書」という。）の様式が変更され、裏面「譲渡・経由の確認」欄の記入が必須となつてから、約1年が経過したことを契機に、「精液等証明書」の発行に際しての「譲渡・経由の確認」欄への所定事項の記載とともに、受精証明書、体内受精卵移植証明書及び体外受精卵移植証明書の発行に際しての所定の「精液等証明書」の添付の励行について、都道府県畜産主務部長あて、管下獣医師、家畜人工授精師、家畜人工授精所、畜産農家を含め関係者に周知徹底を依頼したことについて、本会にも協力を求められ、次のとおり地方獣医師会へ通知した。

写

21日獣発第104号  
平成21年7月14日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会  
会長 山根義久  
(公印及び契印の押印は省略)

### 精液等証明書・授精等証明書に関する注意喚起について

このことについて、平成21年7月7日付け21生畜第737号をもって農林水産省生産局畜産部畜産振興課長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号、以下「規則」という。）の一部改正の完全施行により規則別記様式第7号の家畜人工授精用精液証明書、同第7号の2の家畜体内受精卵証明書及び同第7号の3の家畜体外受精卵証明書（以下「精液等証明書」という。）の様式が変更され、裏面「譲渡・経由の確認」欄の記入が必須となつてから、約1年が経過したことを契機に、①精液を譲渡・譲受する場合には漏れなく精液証明書の「譲渡・経由の確認」欄の記入すること、②規則別記様式第10号の授精証明書、同第10号の2の体内受精卵移植証明書及び第10号の3の体外受精卵移植証明書（以下「授精等証明書」という。）を発行する場合には、添付する精液等証明書の「譲渡・経由の確認」欄を確認すること等について、都道府県畜産主務部長あて、管下獣医師、家畜人工授

精師、家畜人工授精所、畜産農家を含め関係者に周知徹底を依頼したので、本会にも協力を求めたものです。

家畜人工授精及び家畜受精卵移植の業務に従事される診療獣医師におかれては、別添の「精液等証明書・授精等証明書の取扱いについて」のQ&Aを参照の上、①「精液等証明書」の発行に際しての「譲渡・経由の確認」欄への所定事項の記載とともに、②「授精等証明書」の発行に際しての所定の「精液等証明書」の添付の励行について貴職より、関係獣医師に対し周知いただきたくお願いします。

写

21生畜第737号  
平成21年7月7日

(社)日本獣医師会会長  
山根義久 殿

農林水産省生産局畜産部  
畜産振興課長

### 精液等証明書・授精等証明書に関する注意喚起について

家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）の一部改正について、平成20年4月1日の完全施行から約1年経過したことを契機に、改めて別添のとおり各都道府県に対して関係者への周知徹底をお願いしておりますので、貴団体からも御協力を賜りますようお願いいたします。

## 写

21 生畜第 737 号  
平成 21 年 7 月 7 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省生産局畜産部  
畜産振興課長

### 精液等証明書・授精等証明書に関する注意喚起について

家畜改良増殖法施行規則（昭和 25 年農林省令第 96 号。以下「規則」という。）の一部改正が、平成 20 年 4 月 1 日に完全施行されました。これにより、規則別記様式第 7 号の家畜人工授精用精液証明書、同第 7 号の 2 の家畜体内受精卵証明書及び同第 7 号の 3 の家畜対外受精卵証明書（以下「精液等証明書」という。）の様式が新しくなり、裏面「譲渡・経由の確認」欄の記入が必須となりました。（平成 19 年 5 月 7 日付農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知 19 生畜第 299 号及び平成 20 年 3 月 31 日付同 19 生畜第 2373 号。）

完全施行から約 1 年経過し、新様式の証明書が添付された精液等を用いて生産された子牛が誕生しはじめています。この時期に改めて、精液等を譲渡・譲受する場合には漏れなく精液等証明書の「譲渡・経由の確認」欄に記入すること、規則別記様式第 10 号の授精証明書、同第 10 号の 2 の体内受精卵移植証明書及び第 10 号の 3 の体外受精卵移植証明書（以下「授精等証明書」という。）を発行する場合には、添付する精液等証明書の「譲渡・経由の確認」欄を確認すること等について、別添資料を参考にして、貴下獣医師、家畜人工授精師、家畜人工授精所、畜産農家を含め関係者に周知徹底をお願いします。

### （別 添）

#### 精液等証明書・授精等証明書の取扱いについて

※この Q&A は精液証明書と授精証明書の関係を中心に記述していますが、受精卵関係の証明書についてもこの Q&A に準じて適正に取り扱ってください。

#### 問 1 精液証明書の裏面の「譲渡・経由の確認」欄は必ず記入しなければいけないものですか。

（答）はい。ただし、精液を採取した者自身が、自己の飼養する雌畜に人工授精を行う場合や、後述

の問 7 の場合は例外です。

なお、故意に、同欄の記載がない、あるいは不十分な、または虚偽の記載のある精液証明書を添えて精液を譲渡したり、人工授精を行った場合など、悪質な場合には処罰されるおそれがあります。

#### 問 2 精液証明書の裏面の「譲渡・経由の確認」欄は誰が記入すべきですか。

（答）譲渡者が、譲渡の際に、①住所、②氏名、③譲渡の年月日、④譲受者の住所、⑤譲受者の氏名を記入します。譲受者は、譲り受けた際に、自己の住所氏名に誤りがないか確認し、譲受年月日を記入します。

精液証明書の「譲渡・経由の確認」欄の記載内容は、精液を授受する者（授受の各段階で所有権を有する者）が、授受の各段階で責任を持って確認する必要があります。ただし、故意でない記入漏れなどの場合には、契約書や送り状など、流通経路を確認できる十分な情報があれば、他者が記入しても差し支えありません。

#### 問 3 精液証明書の「譲渡・経由の確認」欄が小さくて、必要事項を全部書けません。

（答）氏名、年月日は必ず記載してください。住所については、市町村名を記載するか、郵便番号を記載すれば、その他の記述は省略してかまいません（市町村名と氏名が判明すれば、容易に該当者を特定できるため）。

#### 問 4 精液の授受の回数が 3 回を超え、「譲渡・経由の確認」欄に書けません。

（答）任意の用紙を精液証明書に添付し、添付した者が割り印を押捺の上、一連の譲渡、経由がわかるように記入してください。

#### 問 5 精液を採取した者も「譲渡・経由の確認」欄に記載が必要ですか。

（答）他者に精液を譲渡する場合には記載が必要です。

#### 問 6 精液証明書を紛失した場合は、再発行は可能ですか。

（答）事実確認が出来た場合は再発行を依頼することは可能です。精液証明書を紛失した場合は、譲渡者へ精液証明書の内容等を確認のうえ、譲渡の経由を遡り発行者（精液を採取した者）へ依頼を行うことになります。

**問7** 家畜人工授精師が所有する精液を、農家所有の家畜に人工授精した場合は、当該授精に関して「譲渡・経由の確認」欄への記載が必要となりますか。

(答) 精液譲渡の形態が有償であろうと無償であろうと、原則として、「譲渡・経由の確認」欄は授受に際して必ず記載してください。ただし、精液の注入は精液流通経路の最終であり、「譲渡・経由の確認」の欄の下段「(参考) 注入又は体外授精記録」欄への記入があれば、当該家畜人工授精師、注入を受けた雌畜の飼養農家の氏名等が確認できるため、この場合は「譲渡・経由の確認」欄に記載が無くても有効です。

**問8** 授精証明書を発行する際に、精液証明書の「譲渡・経由の確認」欄に不備があることに気づきましたが、どうすればよいですか。

(答) 精液証明書の「譲渡・経由の確認」欄は、原則として精液を授受する者が責任を持って記載内容を確認する必要があるため、記入・訂正されるよう促してください(精液の所有者や雌畜の飼養者に、十分に信頼できる情報に基づいて記入するよう勧める等)。

なお、同欄の記載がない、あるいは不十分な、または虚偽の記載のある精液証明書と知りながら、授精証明書に添付した場合は、授精証明書の発行者も刑事罰の対象となることもありますので、十分注意してください(不備のある精液証明書をもって授精証明書の発行を求められても、これは家畜改良増殖法第22条第2項の規定の「正当な理由」に該当しますので、発行を拒むことができます。).

第二十二條 (略)

2 獣医師又は家畜人工授精師は、家畜人工授精用精液の注入若しくは家畜体内受精卵若しくは家畜体外受精卵の移植を受けた雌の家畜の飼養者から授精証明書、体内受精卵移植証明書若しくは体外受精卵移植証明書の交付を要求されたとき、又は家畜人工授精用精液を採取した雄の家畜の飼養者からその精液採取に関する証明書の交付を要求されたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

**問9** 精液証明書の「譲渡・経由の確認」欄に記載されている内容が正しいかどうかは、授精証明書発行者は見てわからないのですがどうすればよいですか。

(答) 雌畜の飼養者等から精液売買についての契約書や送り状等が容易に入手できれば、授精証明書発行の際に、同欄の記載内容が正しいことを確認するのが望ましいです。そうでない場合は、同欄が正当な理由がなく空白でないこと、一見してわかる誤りがないことを確認の上、授精証明書に添付してください。

**問10** 「譲渡・経由の確認」欄に不備のある精液証明書が授精証明書に添付されている場合、この授精証明書の有効性はどのようになりますか。

(答) 授精証明書の用途にもよりますが、証明書類一般の考え方に照らせば、不備のある精液証明書を添付した授精証明書は原則無効です。ただし、現時点でそのような授精証明書を所有している場合は、「譲渡・経由の確認」欄に限っては、精液の売買契約書や送り状など、流通経路を確認できる十分な情報があれば、加筆訂正することもやむを得ないと考えます。

**問11** 精液証明書を授精証明書にどのように添付すればよいですか。

(答) 「譲渡・経由の確認」が見えるように、精液証明書の裏面の一部を授精証明書下部の所定の箇所のにりで貼り付けることを原則としますが、外れるおそれがある場合等には、ホチキスで書類の端を留めるような添付方法も可とします。

「譲渡・経由の確認」が見えないように、精液証明書の裏面全体を糊付けすることは絶対にしないでください(そのような授精証明書は、用途によっては無効となる場合があります。).

**問12** 誰が精液証明書を授精証明書に添付するのですか。

(答) 授精証明書の発行者である獣医師または家畜人工授精師が添付してください。

(記載例)

譲渡・経由の確認

譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲渡をした年月日	譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲受けをした年月日
東京都中央区京橋〇-〇-〇 H21.6.〇〇 〇〇種雄牛センター <b>【省略不可】</b>	東京都千代田区霞ヶ関〇-〇-〇 H21.6.〇〇 農林 太郎 <b>【省略不可】</b>
東京都千代田区霞ヶ関〇-〇-〇 H21.6.×× 農林 太郎 (人工授精者名：下表に記載があれば省略可)	東京都千代田区霞ヶ関×-×-〇 H21.6.×× 畜産 次郎 (農家名：下表に記載があれば省略可)

(参考) 注入又は体外授精記録

獣医師（家畜人工授精師）の登録番号（免許番号）及び氏名	▲▲（県）第△△△△号 農林 太郎 印
注入を受けた雌畜の飼養者又は体外授精に係る未受精卵の所有者の氏名又は名称	畜産 次郎
注入を受けた雌畜又は体外授精に係る未受精卵を採取した卵巣を採取した雌畜の名前	霞の121
家畜登録機関名及び登録番号	全国〇〇登録協会 黒×〇〇××
注入又は体外授精年月日	H21.6.××